平成２８年（フ）第１５８３号
福岡市東区千早１丁目28番24号、旧住所福岡市東区八田２丁目１番52―804号
債務者　中根　哲也
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３４号
兵庫県伊丹市鈴原町５丁目30番地12
債務者　山澤慎太郎
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
兵庫県宝塚市山本野里１―51―１、住民票上の住所兵庫県宝塚市口谷西１丁目８番４号
債務者　馬場　隆一
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１８８号
千葉県成田市囲護台1035番地６（ケインズ囲護台205）
債務者　藤井　　聖
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２０４号
千葉県佐倉市臼井24番地２
債務者　山田裕美子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２１９号
千葉県成田市三里塚263番地11（カワシマアパート３号棟）
債務者　知念ルシオこと　ＳＯＴＥＬＯ　ＯＬＩＶＡＲＥＳ　ＬＵＣＩＯ　ＣＥＳＡＲ
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２２２号
千葉県成田市倉水325番地19
債務者　阪口　文男
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１４４２号
愛知県海部郡大治町大字西條字諏訪76番地の２
債務者　伊藤　順子（旧姓佐分・丸山）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７４号
名古屋市中川区大当郎２丁目408番地　ファミール西前田Ａ棟105号
債務者　鈴木　英未（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７９号
愛知県大府市森岡町４丁目177番地　シュティールひなのＡ103号
債務者　近藤　幸春
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２１号
愛知県津島市埋田町３丁目２番地３　フィオーレ埋田202号、従前の住所愛知県津島市藤里町２丁目48番地４
債務者　本田幸春こと　ＨＯＮＤＡＹＵＫＩＨＡＲＵ
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２５号
名古屋市中川区小碓通１丁目12番地の２　サンシャイン小碓801号
債務者　夏目　慶一
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５９５号
名古屋市港区春田野３丁目702番地　サンプラザトヤ102号
債務者　渡邊　洋子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３８号
北九州市小倉北区片野新町１丁目14番９―104号
債務者　日野　妙美
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２６０号
函館市中島町13番８号
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４９号
岩手県一関市大東町中川字中山11番地２
債務者　熊谷　美子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第５０号
岩手県気仙郡住田町上有住字小松101番地
債務者　藤田　和人
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部